

世田谷区告示第256号

世田谷区立区民センター条例（昭和47年12月世田谷区条例第44号）第10条第1項に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社ペイメントフォー

(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで